

J R西日本グループ人権方針

J R西日本グループは、めざす姿として「人、まち、社会のつながりを進化させ、心を動かす。未来を動かす。」を「私たちの志」と定め、持続可能で希望が持てる安全・安心・豊かな社会づくりに貢献するため、様々なパートナーとともに事業活動を行っています。人権の尊重はこれら事業活動の基盤であり、その指針として「J R西日本グループ人権方針」を定め、取り組みを推進していきます。

1. 適用範囲

本方針は、J R西日本グループのすべての役員及び従業員に適用します。また、事業活動に関わるサプライヤー等に対して本方針をご理解いただくことに努め、ともに人権を尊重してまいります。

2. 国際規範等の尊重

J R西日本グループは、関係法令はもとより、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、人権尊重の取り組みを推進します。また、「国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約）」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」等に規定された人権を尊重します。これらに加え国連グローバル・コンパクトの署名企業として、その10原則を支持します。

3. 人権と多様性の尊重責任

J R西日本グループは、事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権と多様性を尊重する責任を果たします。

- (1) お客様、地域の方々、取引先の方々、従業員をはじめとするすべての人々の人権を尊重し、人種・民族・信条・宗教・国籍・年齢・性別・門地・障がいの有無・性的指向及び性自認等による差別を許容しません。
- (2) 多様な個性・価値観を尊重し、率直に意見や行動を示せるよう、それぞれの考え方や立場を認め合うとともに、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等あらゆる形態のハラスメントや、個人の尊厳を傷つける言動を許容しません。
- (3) あらゆる事業活動において、児童労働・強制労働等一切の不当な労働慣行を許容しません。
- (4) 自らの事業活動において人権への負の影響を直接的・間接的に引き起こした場合や、サプライヤー等において人権への負の影響が引き起こされている場合は、適切な手続きを通じて、その是正・救済に向けて取り組みます。

4. 教育・啓発

J R西日本グループは、本方針が理解・浸透されるとともに、すべての人々の人権と多様性が尊重されるよう、役員及び従業員に適切な教育・啓発を行います。

5. 人権デュー・ディリジェンス

J R西日本グループは、人権を尊重する責任を果たすため、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施することで、人権への負の影響を防止または軽減するよう努めます。

6. ステークホルダーとの対話

J R西日本グループは、事業活動が及ぼす人権への負の影響を防止または軽減するため、人権に対する実際の影響あるいは潜在的な影響への対応について、ステークホルダーと継続的な対話を行い、人権に関わる社会的課題の解決に努めます。また、必要に応じて社外の専門家に相談します。

7. 救済方法

J R西日本グループは、事業活動において人権への負の影響を受けるステークホルダーの救済、またはその立場を代弁する人々への対処のため通報窓口を社内外に設置するなど、実効性のある救済方法の整備を進めます。

8. 情報開示

J R西日本グループは、ウェブサイト等を通じて、人権尊重の取り組みについて適切に開示します。

制定 2019年4月1日

改定 2023年4月1日

西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

長谷川一明